

第1章 総則

第1条(名称)

この会は、大田区立大森第六中学校 保護者と教職員の会(略称大森六中PTA)と称し、事務所を大田区南千束1丁目33番1号 大森第六中学校内に置く。

第2条(目的)

この会は、会員である保護者と教職員が成人教育活動を通して、更によりよい保護者、教職員となることに努めるとともに、協力して学校社会の教育的環境を高め、生徒の幸福と人格の完成を期することを目的とする。

第3条(方針)

この会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針により活動する。

1. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また、特定の個人・団体の営利を目的とする行為は行わない。
2. この会またはこの会の役員の役職名で政治活動を行わない。
3. 学校の運営と人事には干渉しない。

第4条(事業)

この会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. 会員の教養を高め親睦をはかること。
2. 家庭と学校の緊密な連絡により、生徒の生活を指導すること。
3. 地域社会の教育環境を改善すること。
4. 学校教育に対する理解と協力に関すること。
5. その他、必要と認めること。

第5条(設立)

昭和49年4月1日

第2章 会員

第6条(会員)

この会の会員は、大森第六中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わるもの(本規約内において保護者と略称)、ならびに大森第六中学校の教職員とする。

第7条(入会退会)

この会への入会退会は、個人の希望によるものとする。

第8条(会費の納入)

会員は、原則として会費を納めるものとする。

第3章 役員

第9条(役員)

この会に次の役員を置く。

1. 会長 1名(保護者1名)
2. 副会長 3名(保護者2名、教職員1名)
3. 書記 3名(保護者2名、教職員1名)
4. 会計 3名(保護者2名、教職員1名)

当該年度の役員名簿は別紙1のとおり。

但し、会長に特別な職務がある場合には、役員を増員することができる。

推薦委員会で候補者を推薦する。

第10条(役員の選出)

役員は年度末の臨時総会で選出される。

ただし、学校側の役員ならびに委員は、学校長の推薦による。

第11条(任期)

役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条(会長)

会長は、この会を代表し会務を総括する。

第13条(副会長)

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

第14条(書記)

書記は、総会、役員会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録し、また、その他の庶務にあたる。

第15条(会計)

会計は、この会の経理にあたる。

第4章 会計監査

第16条(定員)

この会に会計監査2名をおく。

第17条(任務)

会計監査は、この会の経理を監査する。

第18条(選出)

会計監査は、総会で選出される。

第19条(任期)

会計監査の任期は、1年とする。

第5章 会議

第20条(会議の種類)

この会には次の会議を置く。ただし、必要に応じて臨時の会議を置くことができる。

1. 総会
2. 役員会
3. 実行委員会
4. 学年委員会
5. 専門委員会

第21条(総会)

総会は、定期総会と臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年度始めに開き、規約の改正、予算審議、決算の承認、その他重要事項を議決する。
2. 臨時総会はその必要を認めるとき、または全会員の5分の1以上の要求(委任状を含む)があった場合に開催する。
3. 総会は全会員数のうち5分の1の参加(出席、web承認、委任状)をもって成立する。議決には参加会員の過半数を必要とする。

第22条(実行委員会)

実行委員会は、役員と学年委員、専門委員会の委員長と副委員長をもって構成し、会務の執行と総会から委任された事項を協議執行する。

第23条(学年委員会)

学年委員会は、各学年4～8名以上の学年委員と、学年所属の1名の教職員をもって学年ごとに構成する。互選をもって、学年委員長と副委員長を置く。学年委員会は、会員相互の連絡と学年に関する会務を処理する。

第24条(専門委員会)

専門委員会は、次の3種とし、各委員会には、互選により委員長、副委員長を置く。

1. 安全委員会(各学年3～4名の保護者と教職員1名)は、地域の環境の改善に努めるとともに生徒を事故及び非行化から守る。
2. 文化委員会(各学年3～4名の保護者と教職員1名)は、会員の教養を高め、親睦を図る。
3. 広報委員会(各学年3～4名の保護者と教職員1名)は、会の広報、連絡に努めるとともに会誌などの編集活動を行う。

第25条(学校長)

学校長は、すべての会に出席して意見を述べるができる。

第6章 会計

第26条(収入)

この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

第27条(会費)

この会の会費は、会員の子ども一人につき、月額300円とする。

第28条(会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 推薦委員会

第29条(推薦委員会の設置)

役員及び会計監査候補者推薦のため、推薦委員会を設ける。

第30条(構成)

前条の委員会の構成については、別に細則で定める。

第31条(任期)

前条の委員会の委員は、その任務を終了したときに解任される。

第8章 顧問

第32条(顧問)

この会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、会長が実行委員会の承認を経て、委嘱する。
2. 顧問は、会長の諮問に応じる。

第9章 個人情報

第33条(個人情報)

この会の活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に運用するものとする。

第10章 付則

第34条(規約の細則)

この規約の細則は、実行委員会の議決を経て定める。

第35条(施行日)

この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

平成13年3月3日一部改正
令和3年5月6日一部改正
令和4年2月14日一部改正
令和4年5月9日一部改正

大森第六中学校 保護者と教職員の会規約 細則

本会会員の慶弔その他に関し、次の細則を設ける。

第1条 弔事に関しては次の金額を贈り弔意を表す。

(原則として、代表が告別式などに参列する)

1. 会員・生徒の場合……………10,000 円
2. 職員(会員以外)の場合……………10,000 円
3. 職員の家族の場合(一親等以内を原則とする)…5,000 円
4. 本会の功労者の場合は役員会で協議する。

第2条 職員(会費納入者)の慶事に関しては次の金額を贈り祝意を表す。

1. 結婚の場合……………5,000 円
2. 出産の場合……………5,000 円

第3条 職員(会費納入者)の病気、負傷、に関しては見舞金として、次の金額を贈る。

1. 3週間以上の入院の場合…5,000 円

第4条 特に必要がある場合は、役員会で協議する。

第5条 本細則は平成21年4月1日より施行する。

平成26年4月28日 改正
平成27年4月30日 改正
平成30年5月1日 改正
令和3年5月6日 改正

令和4年度
大田区立大森第六中学校PTA
役員・会計監査委員名簿

	保護者		教職員
会 長	佐藤 新治郎		
副 会 長	宮尾 悦子	宮城 敦子	田中 太介
書 記	千葉 知子	皿澤 あずさ	殿塚 利江
会 計	杉 亜紀	長谷川 緑	若松 弘美
会 計 監 査	今西 里美	住谷 美鈴	

大田区立大森第六中学校
〒145-0063 大田区南千束 1-33-1
電話番号 03-3726-7155